

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成29年7月6日(2017.7.6)

【公開番号】特開2015-21967(P2015-21967A)

【公開日】平成27年2月2日(2015.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-007

【出願番号】特願2014-131428(P2014-131428)

【国際特許分類】

G 01 N 1/06 (2006.01)

【F I】

G 01 N 1/06 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月26日(2017.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ミクロトームにおける試料(310)の移送装置(100)であって、

移送アーム(112)と、

移送アーム(112)上に揺動可能に取り付けられ、移送経路上にある試料(310)を取り込む第1の位置と、前記移送経路上にある試料(310)を取り込まない第2の位置と、を取ることができる、取込要素(114)と、

位置決め要素と、前記位置決め要素を受容するために互いに並置延在する二つのトラック(131, 132)を具備するゲート(130)と、を有する取込要素の位置決め機構と、

を備え、

前記位置決め要素が前記二つのトラックのうち第1のトラック(131)内を移動するとき、前記取込み要素は第1の位置に位置決めされ、

前記位置決め要素が前記二つのトラックのうち第2のトラック(132)内を移動するとき、前記取込み要素は第2の位置に位置決めされ、

前記ゲート(130)は、前記二つのトラック(131, 132)を互いに連通させる少なくとも一つの切替領域(133)を有する、

移送装置(100)。

【請求項2】

前記位置決め要素は、前記二つのトラック(131, 132)によって受容されるペグ(122)を有し、前記位置決め機構は、前記ペグ(122)を前記取込要素(114)に結合させる変位プレート(120)を有する、請求項1記載の移送装置(100)。

【請求項3】

前記ゲート(130)は、前記少なくとも一つの切替領域(133)に配された少なくとも一つのワンウェイスイッチ(134, 135)であって、一方向への前記位置決め要素の経路では、当該ワンウェイスイッチが前記位置決め要素を前記二つのトラックの一方から前記二つのトラックの他方へ案内し、他方向への前記位置決め要素の経路では、当該ワンウェイスイッチが前記位置決め要素を前記二つのトラックの一方から前記二つのトラックの他方へ案内しないよう構成された少なくとも一つのワンウェイスイッチ(134, 135)を有する、請求項1記載の移送装置(100)。

【請求項 4】

前記少なくとも一つのワンウェイスイッチ（134，135）は、枢支点（135a）で枢動可能に取り付けられるスプリング付きタブ（135b）を有する、請求項3記載の移送装置（100）。

【請求項 5】

前記少なくとも一つのワンウェイスイッチは、二つの互いに反対方向への通過を可能とするワンウェイスイッチ（134，135）を有する請求項3記載の移送装置（100）。

【請求項 6】

前記少なくとも一つの前記切替領域（133）は、第1の反転点（136）を有し、前記位置決め要素は移動されて、前記位置決め要素の運動方向が前記第1の反転点（136）で逆転するとき、前記第1の反転点（136）から出発して、前記二つのトラックのうち前記第1のトラック（131）に入る、請求項1記載の移送装置（100）。

【請求項 7】

前記少なくとも一つの前記切替領域（133）は、第2の反転点（137）を有し、前記位置決め要素は移動されて、前記位置決め要素の運動方向が前記第2の反転点（137）で逆転するとき、前記第2の反転点（137）から出発して、前記二つのトラックのうち前記第2のトラック（132）に入る、請求項6記載の移送装置（100）。